## 国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則		
平成19年11月5日		
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営	第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営	
規則」という。)第7条の2第4項の規程に基づき、国立大学法人東京農工大	規則」という。)第8条の規程に基づき、国立大学法人東京農工大学国際セン	
学国際センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な	ター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定め	
事項を定めるものとする。	るものとする。	
第2条~第21条 省略	第2条~第21条 省略(現行どおり)	
附 則 省略	附 則 省略(現行どおり)	
附則省略	附 則 省略(現行どおり)	

附 則

この規則は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。